

伊達商工会議所中小企業基盤整備機構研修助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊達商工会議所会員企業の経営者及び従業員の能力開発を図り、もって地域中小企業の振興発展に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、伊達商工会議所会員企業の経営者及び従業員で中小企業基盤整備機構の研修を受講する者とし、助成金は事業主に交付する。

(助成額)

第3条 助成額は、中小企業基盤整備機構で定める受講料相当分とし、36,000円を限度とする。

(助成申請手続)

第4条 助成を受けようとする者は、受講しようとする研修の実施日の前日までに、所定の「助成申込書」(別記様式第1号)を伊達商工会議所に提出するものとする。

2 申請者は受講終了後、すみやかに次の関係書類を伊達商工会議所に提出する。

- (1) 修了証書の写し
- (2) 受講料領収書または振込書の写し
- (3) 助成金請求書(別記様式第2号)

(助成金の交付)

第5条 前条第2項の関係書類の提出があった後、当該助成金を交付する。

附 則(平成15年4月1日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成23年1月28日制定)

(施行期日)

1 『中小企業大学校』を『中小企業基盤整備機構』とする改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。